

2021年5月21日

株式会社HCSホールディングス

代表取締役社長 加藤 俊彦

問合せ先： 管理本部 総務部 高橋 峰輝 Tel : 03-5690-2201

<https://www.hcs-hd.co.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社グループでは、継続的なグループ企業価値の向上のために、健全で透明性の高い経営管理システムを確立し、コーポレート・ガバナンスを有効に機能させることがステークホルダーに対する重要な責任と考えて行動しております。そのために、コンプライアンスの徹底を含む内部統制の強化を図っていく所存であります。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

##### 【補充原則1-2④、補充原則3-1② 議決権の電子行使のための環境整備及び招集通知の英訳】

当社は、現在の株主構成を勘案し英語での情報の開示・提供はいたしておりません。今後、必要があると認められた場合には、議決権電子行使プラットフォームの導入や招集通知等の英訳について検討いたします。

##### 【補充原則4-1② 中期経営計画の開示】

現段階において中計の開示は行っておりません。検討の結果開示を行う際には、未達に終わった場合にその原因や自社が行った対応について十分に分析等を行い開示いたします。

##### 【補充原則4-1③ 後継者育成の計画】

現状、後継者育成の計画は策定されておりません。今後はその内容について、任意の指名報酬諮問委員会の導入も踏まえ、検討してまいります。

##### 【補充原則4-2① 経営陣の報酬】

当社は現在、株式報酬制度を導入しておりません。

今後、任意の指名報酬諮問委員会の導入も踏まえ、持続的成長の達成に向けたインセンティブとしての報酬の機能を充実させるため、当社にとって適切な報酬制度を数年かけて検討してまいります。

##### 【補充原則4-3②、4-3③ 代表取締役社長（CEO）の選解任】

当社は現在、代表取締役社長の選解任について明確な基準等を設けてはおりません。

今後はその内容について、任意の指名報酬諮問委員会の導入を数年かけて検討してまいります。

【補充原則 4-10① 取締役の指名・報酬などに係る機能の独立性・客観性と説明責任】

取締役の指名・報酬などに係る機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、今後、任意の指名報酬諮問委員会の導入を数年かけて検討してまいります。

【補充原則 4-11③ 取締役会全体の実効性について分析・評価】

取締役会は、実効性の確保に努めておりますが、現在取締役会全体の実効性について分析・評価を行っておりませんが、今後実施について検討してまいります。

【原則 5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社は現段階では資本コストを正確に判断することは困難であります。中期経営計画の策定にあたっては、資本コストを踏まえた上で策定し、開示することも検討いたします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則 1-4 政策保有株式】

当社は現在政策保有株式を保有していません。

【原則 1-7 関連当事者間の取引】

当社は、取締役会規程、関連当事者取引規定に基づいて関連当事者取引を管理しております。

その枠組みとして、当社が関連当事者と取引を行うにあたっては、事前に取締役会で検証・承認を得たうえで取引を実施しています。

【原則 2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は企業型確定拠出年金制度を導入しております。

人事部が当該管理を担当し、適切な資質を持った人材を登用しております。

また、当該制度に関する勉強会や入会の案内につきましては、新卒採用者に対しては入社時に説明会を実施し、また、中途採用者には入会のための説明等に関するビデオを配布し、従業員の安定的な資産形成が適切に行われるよう取り組んでおります。

【原則 3-1 (i) 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画】

経営理念は当社HPにより開示しております。(https://www.hcs-hd.co.jp/)

【原則 3-1 (ii) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針】

当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は、「I.コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」における、「1.基本的な考え方」に記載の通りです。

【原則 3-1 (iii) 経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続】

当社の経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっては以下の方針・手続としております。

①取締役（社外取締役を含む）

当社の報酬は固定報酬と業績連動の賞与とで構成されており、その内容は取締役会で承認された役員報酬規程（内規）に基づき取締役会の決議にて決定しています。

②監査役（社外監査役を含む）

監査役は、独立した監査役会において監査役同士の協議にて決定しております。

**【原則 3-1 (iv) 経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続】**

取締役候補の指名を行うにあたっては、取締役の業績等への貢献度評価並びに取締役の職務を実行的に果たすために必要となる「人格」、「知識」、「経験」を持っているかどうかの点から、年齢に関係なく人物重視で取締役候補を選定しております。取締役会において独立社外役員とも協議し決議を行い、承認された場合株主総会へ取締役候補として上程します。

次に、監査役を選任手続きとして監査役会の構成を考慮し対象となる人材の経歴や資質、社外監査役候補者の場合は当社の独立性基準を満たすか否かを確認し、監査役会及び取締役会において独立社外役員とも協議し決議を行い、承認された場合、株主総会監査役候補者として上程します。

また、取締役・監査役の解任方針については、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係が認められたときや、法令もしくは定款等の規程に違反し、多大な損失もしくは業務上の支障をきたしたときとします。解任の手続きは、その解任基準に該当した場合に、取締役会において独立社外役員とも協議し決定します。

**【原則 3-1 (v) 取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明】**

各役員の選任・解任理由は以下のとおりです。

- ①取締役会長 宮本公：当社の前身となる株式会社日比谷コンピュータシステム在籍時から経営の中枢におり、当社の業務、経営について熟知していることから当社取締役に適任と判断いたしました。
- ②代表取締役社長 加藤俊彦：日本ユニシス株式会社において主要な業務の役職を歴任し、高い識見と人格を有するとともに、IT業界に精通し幅広い人脈を保有しておりました。当社のトップマネジメントの強化に最適な人材と判断いたしました。
- ③専務取締役 竹村正宏：みずほ証券株式会社における審査部門の経験が長く、将来の上場も視野に入れた管理体制強化のため、最適な人材と判断いたしました。
- ④取締役 長嶋 博：当社入社以来、当社の主力事業子会社である株式会社日比谷コンピュータシステムにおいてSI事業の拡大に尽力し、特に東京電力(株)を主要顧客に育て上げた営業力、組織統率力を有することから適切な人材であると判断いたしました。
- ⑤取締役 畠山 幸雄：当社の主力事業子会社である株式会社日比谷コンピュータシステムにおいて、ANAシステムズ(株)、日鉄ソリューションズ(株)との取引開始から主要顧客に育てた実績と、SIサービス事業における堅実なマネジメント力を有することから適切な人材であると判断いたしました。現在、株式会社日比谷コンピュータシステムの代表取締役社長を兼務しております。
- ⑥取締役 古池 信男：当社の主力事業子会社である株式会社日比谷コンピュータシステムにおいてSAP事業を1999年に立ち上げて以来、同事業の体制・売上・利益を大きく拡大し、SAP事業を三本柱の一つの柱として育て上げた実績、及び、事業における営業力、部門の長としてのマネジメント力を有することから適切な人材であると判断いたしました。

た。現在、当社の事業子会社である株式会社日比谷リソースプランニングの代表取締役社長を兼務しております。

⑦取締役 天野 進：当社グループにおける営業力の強化が求められる中、日本ユニシス株式会社の主要事業部門の部門長の職を経て当社グループに入社致しました。現在、当社の事業子会社である株式会社オートマティゴの代表取締役社長を兼務しております。

⑧社外取締役 渡邊裕之：新日鉄ソリューションズ(株) (現 日鉄ソリューションズ(株))の元業務役員・フェローであり、IT業界に対する深い知見を有していることから適切な人材と判断いたしました。

⑨社外取締役 川尻恵理子：裁判官の経歴を持ち弁護士資格を有しております。法務に関する幅広い知見を有していることから適切な人材と判断いたしました。

⑩常勤監査役 大久保利幸：当社の主力事業子会社である株式会社日比谷コンピュータシステムに入社し、主に情報サービス部門に従事し、その後、管理本部長、事業本部長、経営企画本部長を歴任し、ほぼ全部門を熟知していることから、当社常勤監査役として適任であると判断いたしました。

⑪社外監査役 吉村潤一：公認会計士として監査法人等での長い経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。これらの経験及び見識を活かし、監査の妥当性を客観的に確保する観点から、社外監査役として適任であると判断いたしました。

⑫社外監査役 大竹義紀：公認会計士として監査法人や税理士法人等での長い経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。これらの経験及び見識を活かし、監査の妥当性を客観的に確保する観点から、社外監査役として適任であると判断いたしました。

#### 【補充原則4-1① 取締役会の決定事項等】

取締役会は、取締役会規程において、定款および法令に定めるものを含め、取締役会において決議する事項を明確にしております。

それ以外の業務執行の決定については、職務権限規程において決定権限を定め、業務執行者に委任をしております。

#### 【原則4-9 補充原則 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は独立性判断基準として、東京証券取引所の定める基準を使用いたします。

#### 【4-1 1① 補充原則 取締役会の全体のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランスの考え方として、年功序列的な考えではなく、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランスを考慮し、人物重視で取締役候補を選定することとしております。

多様性に関する考え方としては、様々な業務経験を持っていて偏った見方をしない人材、また、一つ以上の専門性・強みを持った人を選任することとしております。

規模に関する考え方としては、定款に定める員数を上限としております。

取締役の選任に関する方針・手続は、原則3-1(iv)で開示の通りでございます。

【4-1-1②補充原則 取締役・監査役の兼任状況】

当社の役員は現在、他の上場会社の役員を兼任しているものはありません。

【4-1-1③補充原則 取締役会の実効性評価】

取締役会は、実効性の確保に努めておりますが、現在取締役会全体の実効性について分析・評価を行っておりません。今後実施について検討してまいります。

【4-1-4②補充原則 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

当社はこれまでも、会社側から取締役に對し研修を提供しておりますが、上場後は、上場会社の重要な統治機関の一翼を担う者として期待される役割・責務を適切に果たすため、その役割・責務に係る理解を深めるとともに、必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽のため個々の役員に受講してもらうことを方針としております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社の株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針は次の通りです。

- (i) 株主・投資家との対話は、IR担当役員が統括し、決算説明会、個別面談等、様々な取組みを通じて積極的に対応いたします。
- (ii) 円滑な対話を促進するため、経営企画室、管理本部等の関係部門間で情報を共有し、事業子会社に対しても情報共有いたします。
- (iii) 個別面談以外の対話の手段として半期ごとの決算説明会を実施したいと考えております。説明会では、代表取締役社長が説明及び質疑応答を行い、株主・投資家との積極的なコミュニケーションを図ってまいります。
- (iv) 個別面談、決算説明会、株主総会等で頂戴した株主・投資家の意見や懸念事項に対しては、経営企画室、管理本部、事業子会社等の関連部署にフィードバックし、その内容の共有と活用を行ってまいります。
- (v) インサイダー情報については、インサイダー取引について定めた社内規程を厳格に運用するように努めたいと考えております。また、決算発表前には、一定の沈黙期間（クワイエットピリオド）を設定し、株主・投資家との会話を制限するようにしたいと考えております。

2. 資本構成

|           |       |
|-----------|-------|
| 外国人株式保有比率 | 10%未満 |
|-----------|-------|

【大株主の状況】

| 氏名又は名称     | 所有株式数(株) | 割合(%) |
|------------|----------|-------|
| 日本ユニシス株式会社 | 372,000  | 17.2  |
| 宮本 公       | 361,600  | 16.7  |
| 株式会社東陽建物   | 202,800  | 9.4   |

## コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

|                   |         |     |
|-------------------|---------|-----|
| HCSホールディングス従業員持株会 | 146,800 | 6.8 |
| 沖電気工業株式会社         | 120,000 | 5.6 |
| 株式会社きんでん          | 120,000 | 5.6 |
| AGキャピタル株式会社       | 120,000 | 5.6 |
| 田上 泰利             | 60,000  | 2.8 |
| 株式会社みずほ銀行         | 50,400  | 2.3 |
| 株式会社三菱UFJ銀行       | 50,400  | 2.3 |

|                 |   |
|-----------------|---|
| 支配株主（親会社を除く）の有無 | — |
|-----------------|---|

|        |    |
|--------|----|
| 親会社の有無 | なし |
|--------|----|

### 補足説明

- ・上記は2020年3月31日現在の状況です。
- ・上記のほか、自己株式が360,000株あります。
- ・上記の株主の持株比率は、発行済株式の総数から自己株式数を控除した数を基準にして計算しております。

### 3. 企業属性

|                     |              |
|---------------------|--------------|
| 上場予定市場区分            | 東京JASDAQ     |
| 決算期                 | 3月           |
| 業種                  | 情報・通信業       |
| 直前事業年度末における(連結)従業員数 | 100人以上500人未満 |
| 直前事業年度における(連結)売上高   | 100億円未満      |
| 直前事業年度末における連結子会社数   | 10社未満        |

### 4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

|   |
|---|
| — |
|---|

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

|   |
|---|
| — |
|---|

## II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

|      |          |
|------|----------|
| 組織形態 | 監査役会設置会社 |
|------|----------|

【取締役関係】

|                        |        |
|------------------------|--------|
| 定款上の取締役の員数             | 12名    |
| 定款上の取締役の任期             | 2年     |
| 取締役会の議長                | 社長     |
| 取締役の人数                 | 9名     |
| 社外取締役の選任状況             | 選任している |
| 社外取締役の人数               | 2名     |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 | 2名     |

会社との関係(1)

| 氏名     | 属性       | 会社との関係(※1) |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|--------|----------|------------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
|        |          | a          | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k |
| 渡邊 裕之  | 他の会社の出身者 |            |   |   |   |   |   |   | △ |   |   |   |
| 川尻 恵理子 | 弁護士      |            |   |   |   |   |   |   | △ |   |   |   |

※ 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

| 氏名    | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明  | 選任の理由  |
|-------|------|---|--|
| 渡邊 裕之 | ○    | 渡邊裕之氏は、当社の取引先である新日鉄ソリューションズ(株)（現 日鉄ソリューションズ(1株)）の出身であります。同社を退社してか | 渡邊裕之氏は、IT業界でのシステム開発・金融・営業本部長としての経験とフェローとしての幅広い経験と見識を当社の経営に反映して |



|        |   |   |  |
|--------|---|---|--|
|        |   | <p>ら4年以上が経過しております。同社と当社グループとの取引額は独立性に影響を及ぼす額ではありません。</p> <p>また、同氏は当社の株主ですが所有する株式数は僅かです。</p> | <p>いただけると判断し選任しております。同氏は過去に当社の取引先である新日鉄ソリューションズ(株) (現 日鉄ソリューションズ(株)) に在籍しておりましたが、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断したため、独立役員として指定しております。</p> |
| 川尻 恵理子 | ○ | <p>川尻恵理子氏は、当社の顧問弁護士でした。報酬は当社の営業収益の1%程度でした。同氏と顧問契約は2020年5月末日を持ちまして解約しております。</p>              | <p>裁判官の経歴を持ち弁護士資格を有しております。法務に関する幅広い知見を有していることから適切な人材と判断いたしました。同氏は当社の顧問弁護士でしたが、一般株主との間に利益相反が生じるおそれがないものと判断したため独立役員として指定しております。</p>  |

【任意の委員会】

|                            |    |
|----------------------------|----|
| 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 | なし |
|----------------------------|----|

【監査役関係】

|           |        |
|-----------|--------|
| 監査役会設置の有無 | 設置している |
| 定款上の監査役員数 | 4名     |
| 監査役人数     | 3名     |

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

|   |
|---|
| <p>監査役会は、会計を担当する監査法人（三優監査法人 当社は最近事業年度末日においては、会社法第2条第11号に規定する会計監査人設置会社ではありません。）より、監査計画、職務遂行状況およびその監査結果などについて適宜および定期的に報告を受け、情報および意見の交換を行っており、必要に応じて、監査法人と個別の課題については情報および意見の交換を行っております。また、監査役会は、内部監査室より監査計画、職務遂行状況およびその監査結果などについて、適宜定期的に報告を受け、情報交換を行っております。さらに、監査役会は、定期的に監査法人および内部</p> |
|---|



監査室と三様監査の会合を開催しております。三様監査会合では、監査法人、内部監査室より、各々の監査計画と職務の遂行状況並びにその結果について報告を受け、相互に情報および意見の交換を実施し連携を図っております。

|                        |        |
|------------------------|--------|
| 社外監査役の選任状況             | 選任している |
| 社外監査役の人数               | 2名     |
| 社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 | 2名     |

会社との関係(1)

| 氏名    | 属性        | 会社との関係(※1) |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|-------|-----------|------------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
|       |           | a          | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | m |   |
| 吉村 潤一 | 公認会計士・税理士 |            |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   | ○ |
| 大竹 義紀 | 公認会計士・税理士 |            |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   | ○ |

※ 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

| 氏名    | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明                            | 選任の理由   |
|-------|------|---|---|
| 吉村 潤一 | ○    | 吉村潤一氏には当社の新株予約権を付与しておりますが、その個数は僅かであります。 | 吉村潤一氏は、公認会計士・税理士として監査法人等での長い経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。これら |

|       |   |                                       |  |
|-------|---|---------------------------------------|--|
|       |   |                                       | <p>の経験及び見識を活かし、監査の妥当性を客観的に確保する観点から、社外監査役として適任であると判断し選任いたしました。また、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断したため、独立役員として指定しております。</p>  |
| 大竹 義紀 | ○ | <p>大竹義紀氏は当社の株主ですが所有する株式数は僅かであります。</p> | <p>大竹義紀氏は、公認会計士・税理士として監査法人や税理士法人等での長い経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。これらの経験及び見識を活かし、監査の妥当性を客観的に確保する観点から、社外監査役として適任であると判断し選任いたしました。また、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断したため、独立役員として指定しております。</p> |

【独立役員関係】

|        |    |
|--------|----|
| 独立役員の数 | 4名 |
|--------|----|

その他独立役員に関する事項

|   |
|---|
| <p>当社は独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員にしています。</p> |
|---|

【インセンティブ関係】

|                           |              |
|---------------------------|--------------|
| 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 | 業績連動型報酬制度の導入 |
|---------------------------|--------------|

該当項目に関する補足説明

|   |
|---|
| <p>当社の各役員の報酬は、役位別の月額報酬額算定基準並びに各事業年度の営業成績及び各取締役の会社業績への貢献度を勘案のうえ決定する賞与から構成されております。その額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は、取締役会決議により社長としておりその決定を一任</p> |
|---|

しておりますが、その権限の内容及び裁量の範囲は役員報酬内規で定めております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社内監査役、社外監査役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

取締役および従業員に対しては、当社の業績向上への意欲と士気を一層高めることを目的として、また監査役に対しては、当社への適正な監査に対する意識を高めることにより、当社の健全な経営と社会的信頼の向上を図ることを目的としてストックオプションを付与いたしました。

【取締役報酬関係】

開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上であるものが存在しないため、報酬の個別開示はおこなっておりません。取締役の報酬は役員区分ごとの総額にて開示しております。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、取締役会で役員別の具体的配分方法を取締役社長に一任し、社長が「月額報酬額算定基準」に基づきこれを決定しております。社長は、前項の決定にあたって、役員報酬に関する検討原案を作成させ、その原案を役付取締役全員に諮った上で決定しております。賞与につきましては、営業成績及び各取締役の会社業績への貢献度並びに従業員への賞与支給基準月額等の状況を総合的に斟酌して取締役社長が決定しております。

また、監査役の報酬については、株主総会で決議されている報酬総額の限度内において監査役間の協議の上決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役(社外監査役)を含む取締役会の構成メンバーには取締役会開催の3日前までには開催日時、議案を通知することで、全員が参加できるように調整しております。欠席予定のときは、取締役会の招集通知発送時に資料を送付し、意見ある場合には事務局である総務部がその内容を確認しております。また、当該欠席役員より、事前配布の資料に対する質問および意見がある場合は、審議の参考とするために事務局で取り纏めて議場に提出することとしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社の取締役会は、取締役9名(内、社外取締役2名)により構成されており、定時取締役会を毎

月1回、また、必要に応じて臨時取締役会を随時開催しております。取締役会では、当社グループ全体の企業価値向上を目指した経営を推進することを目的として、法令、定款及び取締役会規程に定める事項を決議するとともに、取締役相互間の職務執行を監督しております。また、当社ではグループ事業会社の管理強化を目的として、常勤取締役、常勤監査役によって構成される経営会議を設置しております。経営会議は原則として月1回以上必要に応じて随時開催し、取締役会の諮問機関として、当社及び各事業会社から上程される経営上の重要事項を審議し、取締役会への付議事項、報告事項を選定しております。

また、当社の監査役会は、常勤監査役1名と非常勤監査役2名（社外監査役）で構成され、毎月1回の監査役会を開催、取締役の法令・定款遵守状況及び職務執行状況を監査し、業務監査及び会計監査が有効に実施されるよう努めております。監査役は、監査役会規程及び監査役監査基準に基づき、取締役会及びその他重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べる他、監査計画に基づき重要書類の閲覧、役員・従業員への質問等の監査手続きを通して、経営に対する適正な監視を行っております。また、内部監査室及び監査法人と連携して適正な監査の実施に努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会による監督と監査役による適法性監査の二重のチェック機能を持つ監査役会設置会社の体制を選択しております。監査役会設置会社の体制においては、常勤監査役の設置が義務づけられており、十分な時間と情報を確保した上で監査を行うことができます。また、監査役会を構成する監査役の半数以上は社外監査役とされ、当社でも監査役3名のうち2名が社外監査役となっており、独立した外部の視点によるチェック体制の強化を図っております。このような牽制機能の充実が期待されることから、当社は監査役会を設置しております。また、取締役会においては、2名が社外取締役となっており、社外監査役と合わせてコーポレート・ガバナンス機能を担保しております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

|                 | 補足説明                                |
|-----------------|-------------------------------------|
| 株主総会招集通知の早期発送   | 株主総会招集通知の早期発送に努めたいと考えております。         |
| 集中日を回避した株主総会の設定 | 今後は、集中日を避けた定時株主総会開催日を設定したいと考えております。 |
| 電磁的方法による議決権の行使  | 現在は対応しておりませんが、今後（上場後）検討いたします。       |
| 議決権電子行使プ        | 当社は、現在は議決権電子行使プラットフォームへは参加しておりませんが、 |

|                                      |   |
|--------------------------------------|---|
| ラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み | 今後検討いたします。  |
| 招集通知(要約)の英文での提供                      | 当社は、現在の株主構成を勘案し英語での情報の開示・提供はいたしておりません。今後、必要があると認められた場合には、招集通知等の英訳について検討いたします。 |
| その他                                  | 今後、ホームページ上に株主総会招集通知、決議通知などを掲載する予定です。  |
| 実施していない                              | —   |

2. IRに関する活動状況

|                         | 補足説明   | 代表者自身による説明の有無 |
|-------------------------|--|---------------|
| ディスクロージャーポリシーの作成・公表     | 2022年3月期に、ディスクロージャーポリシーを定め、当社ホームページに掲載を行う予定としております。  |               |
| 個人投資家向けに定期的説明会を開催       | 2022年3月期の通期決算より、個人投資家向けの定期説明会の開催を予定しています。  | 有り            |
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施 | 2022年3月期の通期決算より、半期ごとの決算説明会を実施したいと考えております。説明会では、代表取締役社長が説明及び質疑応答を行い、株主・投資家との積極的なコミュニケーションを図ってまいります。     | 有り            |
| 海外投資家向けに定期的説明会を開催       | 今後は、海外投資家向けの定期説明会の開催を検討いたします。  | 未定            |
| IR資料をホームページ掲載           | 当社のホームページにおいてIR資料を掲載しております。<br>URL : <a href="https://www.hcs-hd.co.jp/">https://www.hcs-hd.co.jp/</a> |               |
| IRに関する部署(担当者)の設置        | 総務部が担当しております。  |               |
| その他                     | —  |               |

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

|          | 補足説明                                |
|----------|-------------------------------------|
| 社内規程等により | 当社グループのミッションを策定し、ステークホルダーに対して当社及び役職 |

|                           |   |
|---------------------------|---|
| ステークホルダーの立場の尊重について規定      | 員の取るべき行動を明確にしております。また、リスク・コンプライアンス規程を制定し、法令、社内規程等、企業倫理および社会規範に基づき良識をもって行動することを規定しております。 |
| 環境保全活動、CSR活動等の実施          | 当社は、グループミッションにおいて、サステナビリティを巡る課題として環境（クリーンエネルギー）への対応等を盛り込んでおり、顧客を通じて社会環境問題に貢献する所存です。     |
| ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定 | 法令、東京証券取引所の規則等及び当社の情報開示にかかる諸規程等に基づき内容等を検討し、適時、情報開示、公表を行ってまいります。                         |
| その他                       | —   |

#### IV. 内部統制システム等に関する事項

##### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムの整備につきましては、取締役会で内部統制システム構築の基本方針を決定し、システム充実にに向けた取り組みを進めております。内部統制システムの概要は、以下のとおりであります。

##### 1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役会は、法令、定款、株主総会決議、取締役会規程等に従い、経営に関する重要な事項を決定する。
- (2) 取締役会は、内部統制の基本方針を決定し、取締役が、適切に内部統制システムを構築・運用し、それに従い職務執行しているかを監督する。
- (3) 取締役は、他の取締役と情報の共有を推進することにより、相互に業務執行の監督を行なう。
- (4) 取締役は、各監査役が監査役会で定めた監査方針・計画のもと、監査を受ける。

##### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 取締役および従業員の職務執行に係る情報については文書管理規程、個人情報保護規程、およびインサイダー取引防止管理規程等の社内規程に従って、適切に作成、保存又は廃棄される。
- (2) 保存期間は、文書・情報の種類、重要性に応じて社内規程に規定された期間とする。
- (3) 取締役および監査役はいつでもこれら保存された文書を閲覧し得るものとする。

##### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク・コンプライアンス規程を適切に運用し、想定されるリスクに応じた有事に備えるとともに、有事が発生した場合には、当該規程に従い迅速かつ適切に対応する。

- (2) 役職員に対してリスク管理に関する教育・研修を継続的に実施する。
- (3) 取締役会は、毎年、リスク管理体制についても見直しを行う。
- 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (1) 会社の意思決定方法については、取締役会規程において明文化し、重要性に応じた意思決定を行う。
  - (2) 職務執行に関する権限及び責任については、業務分掌規程、職務権限規程その他の社内規程において明文化し、業務を効率的に遂行する。
  - (3) これらの業務運営状況について、内部監査室による監査を実施しその状況を把握し、改善を図る。
- 5. 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - (1) リスク・コンプライアンス規程を適切に運用し、リスク管理とコンプライアンスを重視した社内風土を構築して、社内の課題、問題点を迅速に適確に把握できる体制をつくる。
  - (2) 使用人に対して、コンプライアンスの教育・研修を継続的に行う。
  - (3) 法令・定款違反等を未然に防止する体制として内部通報制度を導入・確保するため内部通報制度（ヘルプライン制度）の積極的利用を推進する。
  - (4) 法令・定款違反等の行為が発見された場合には、リスク・コンプライアンス規程に従い、事案の内容によっては外部専門家と協力しながら適切に対応をする。
  - (5) 使用人の法令・定款違反等の行為については、就業規則において懲罰を制定し適正な処分を行う。
- 6. 反社会的勢力排除に向けた体制
 

当社グループは、社会の秩序や健全な企業活動に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切関わりを持たず、反社会的勢力からの不当な要求に対しては、所轄警察署等の外部専門機関と連携を図り、毅然とした態度で対応する。
- 7. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - (1) 子会社の取締役等の職務の執行にかかる事項の当社への報告に関する体制
 

当社は、グループ会社管理規程に基づき、子会社の自主性を尊重しつつ、当社における承認事項および当社に対する報告事項等を明確にし、その執行状況をモニタリングする。
  - (2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
    - イ. リスク・コンプライアンス規程を適確に運用し、想定されるリスクに応じた有事に備えるとともに、有事が発生した場合には、迅速かつ適切に対応する。
    - ロ. 役職員に対してリスク管理に関する教育・研修を継続的に実施する。
    - ハ. 取締役会は、毎年、リスク管理体制についても見直しを行う。
  - (3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
    - イ. 会社の意思決定方法については、グループ各社が取締役会規程において明文化し、それぞれ重要性に応じた意思決定を行う。
    - ロ. 職務執行に関する権限及び責任については、グループ各社が業務分掌規程、職務権限



規程その他の社内規程において明文化し、それぞれ業務を効率的に遂行する。

ハ. これらの業務運営状況について、当社内部監査室による内部監査を実施し、その状況をグループ各社と共有し、グループ各社と協力して改善のための検証を行う。

(4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. グループ行動規範を制定してこれを適用する。

ロ. 子会社における内部統制システムの整備に関する指導及び支援を行う。

ハ. 当社監査役において子会社の監査役と意見交換を行い、連携する。

8. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは、財務報告の信頼性および適正性を確保するための体制を構築し、適切な運用を実施するため、財務諸表の作成に必要な組織の構築および人材の確保・配置を行なうとともに、信頼性のある財務報告のため、内部統制の基本的要素（統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング、ITへの対応）の適切な整備及び運用に努める。また、内部統制の整備・運用状況の評価を定期的に行い、業務改善を継続的に行う。

9. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が、その職務を補助すべき使用人（以下「補助使用人」という。）を置くことを求めた場合、必要な員数および求められる資質について、監査役と協議の上、適任と認められる人員を配置する。

10. 使用人の取締役からの独立性に関する事項

(1) 補助使用人は、監査役の指揮命令下で業務を行い、監査役以外からの指揮命令は受けない。

(2) 補助使用人の任命、異動、人事評価及び懲戒等については、監査役の意見を尊重する。

11. 監査役のその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

補助使用人は、監査役に専属することとし、他の業務を一切兼務させないことにより、監査役の補助使用人に対する指示の実効性を確保する。

12. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

取締役及び使用人は、法令及び規程に定められた事項のほか、監査役から報告を求められた事項について速やかに監査役及び監査役会に報告する。

13. 子会社の取締役、会計参与、監査役、業務を執行する社員、その他これらの職務を行うべき者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制

(1) 子会社の取締役及び使用人は、法令及び規程に定められた事項のほか、子会社の監査役から報告を求められた事項について速やかに子会社の監査役に報告するとともに、当社の子会社担当部署に報告する。

(2) 当社の子会社担当部署は、子会社の取締役又は使用人から法令及び規程に定められた事項のほか、子会社の監査役から報告を求められた事項について報告を受けた場合には、速やかに監査役にその内容を報告する。

14. 報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するため

の体制

- (1) 監査役は、取締役又は使用人から得た情報について、第三者に対する報告義務を負わない。
  - (2) 監査役は、報告をした使用人の異動、人事評価及び懲戒等に関して取締役にその理由の開示を求めることができる。
15. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査役がその職務の執行について生じる費用の前払いまたは支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用が監査役の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じる。
16. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 監査役は、社内の重要課題等を把握し、必要に応じ意見を述べるができるよう、取締役会その他の重要会議に出席する機会を確保する。
  - (2) 取締役及び使用人は、監査役の監査に必要な重要書類の閲覧、実地調査、取締役等との意見交換、子会社調査、子会社監査役との連携等の監査役の活動が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。
  - (3) 監査役は、監査の実施に当たり必要と認める場合には、弁護士、公認会計士等の監査業務に関する助言を受けることができる。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

### 1. 社内規程の整備状況

当社グループは上記宣言のもと、反社会的勢力排除に向けて、「規程」、「反社会的勢力対策規程マニュアル」および「反社会的勢力対策規程に係る反社チェック作業手順書」を作成し、反社会的勢力との一切の接触を禁止しております。

### 2. 対応部署および不当要求防止責任者

当社グループは、反社会的勢力への対応部署を当社においては総務部、グループ各社においては管理部・管理室及びと定め、責任者を当該部門長としております。

また、反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対しては、当社及びグループ各社が協力して対応する体制を整備しております。

### 3. 反社会的勢力の排除方法

#### (1) 取引先に対するチェックの方法

イ. 「反社会的勢力対策マニュアル」および「手順書」に基づき、新規取引先については取引開始前、既存取引先については原則として年に1度、以下に定める方法により調査を行っております。なお、経営者または出資者の変更が明らかになった場合は、その都度調査を行うものとしております。インターネット検索及びインターネットでの新聞記事検索サービス（日経テレコン）によるキーワード検索を実施し、

相手先企業及びその代表者の調査を行っております。当該取引先の業種等によっては、調査担当者の判断により、取引先役員、取引先の主要取引先、取引先の主要株主、取引先の関係会社及び当該関係会社の代表者等も調査対象に含めております。また、必要に応じて、調査担当者は調査会社による個別調査を行うこととしております。

ロ. 当該検索結果において、反社会的勢力との関係があると懸念された取引先については、検索結果を出力することとしております。なお、検索結果が多数表示される場合の対応は以下の通りとしております。

(i) インターネット検索エンジンの場合は、表示される検索結果の概要を確認し、重要と認められる該当ページを閲覧するものとする。反社会的勢力に関連する内容か否かの確認を行い、調査上必要とする範囲において出力するものとする。

(ii) 記事検索の場合は見出しのみ出力し、記事本体は重要なものを抽出して出力するものとする。

ハ. 調査結果において何らかの該当があった場合は、当社およびグループ会社の調査担当者は、当該結果を当社総務部に報告することとなっております。

二. 調査の結果、反社会的勢力との関連がある場合、または反社会的勢力との関係がないと結論づけるだけの確証が得られない場合には、原則として取引は行わないこととしております。

(2) 当社および当社グループ会社の役員、役員に準ずる者ならびに当社グループ会社の全従業員に対するチェックの方法

新規取引先および既存取引先に対するチェックの方法に準じ、役員候補者、役員に準ずる者の候補者については事前に、現任する役員については年に1度、インターネット検索及びインターネットでの新聞記事検索サービス（日経テレコン）によるキーワード検索を実施し、調査を行っております。なお、全役員および全監査役から反社会的勢力等と一切かかわりがない旨の誓約書を徴求しております。

また、従業員についても同様のチェック方法により、新卒・中途にかかわらず新たに採用する者からは反社会的勢力等と一切かかわりがない旨の誓約書を徴求しております。また、在籍している従業員については、年に1度、インターネット検索及びインターネットでの新聞記事検索サービス（日経テレコン）によるキーワード検索を実施し、調査を行っております。

(3) 当社の全株主に対するチェックの方法

前記と同様に、新規取引先および既存取引先に対するチェックの方法に準じたチェックを行っております。当社は現在未上場会社であり、株式譲渡制限がついておりますので、新たに株主となる方につきましては事前に、既存の株主には年に1度インターネット検索及びインターネットでの新聞記事検索サービス（日経テレコン）によるキーワード検索を実

施し、調査を行っております。また、上場後は大株主を確認対象といたします。

4. 外部の専門機関との連携

当社は、公益社団法人「深川地区特殊暴力防止協議会」に加入し、講習会等に参加し連携を図るとともに反社会的勢力に関する情報の収集に努めています。

5. 研修活動の実施状況

当社は、定期的に役職員に対してコンプライアンス研修を実施しており、その中で反社会的勢力排除に向けた体制整備を図っております。

V. その他

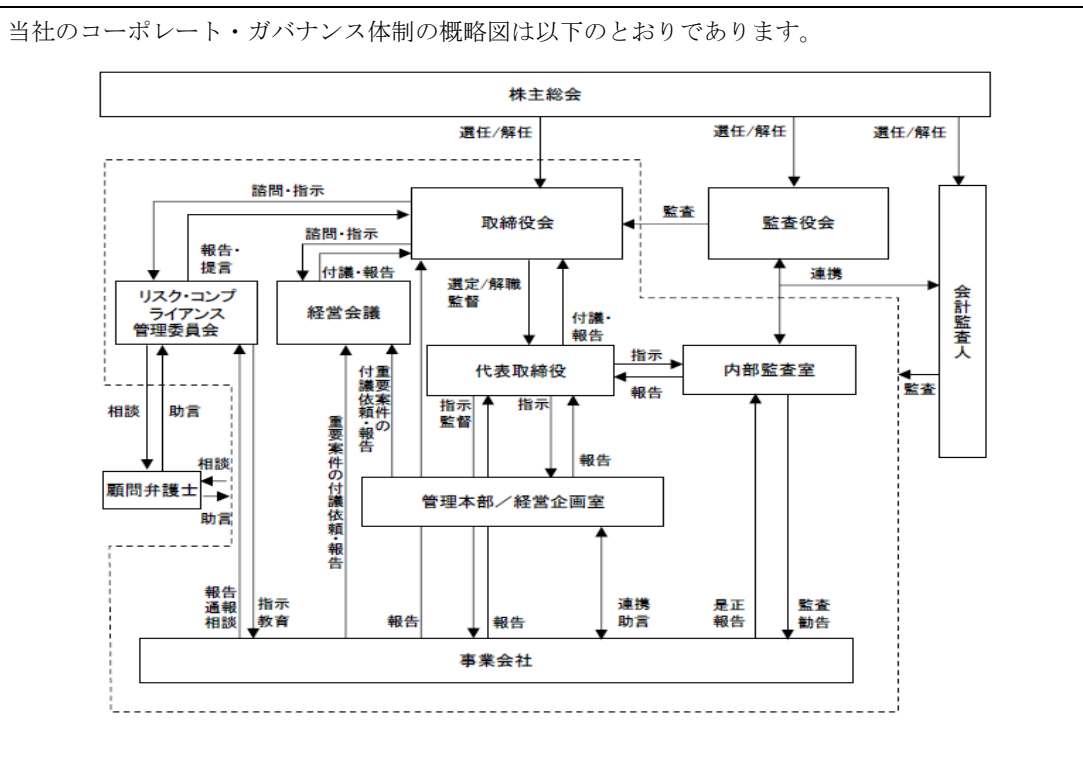
1. 買収防衛策導入の有無

|         |    |
|---------|----|
| 買収防衛策導入 | なし |
|---------|----|

該当項目に関する補足説明

|   |
|---|
| — |
|---|

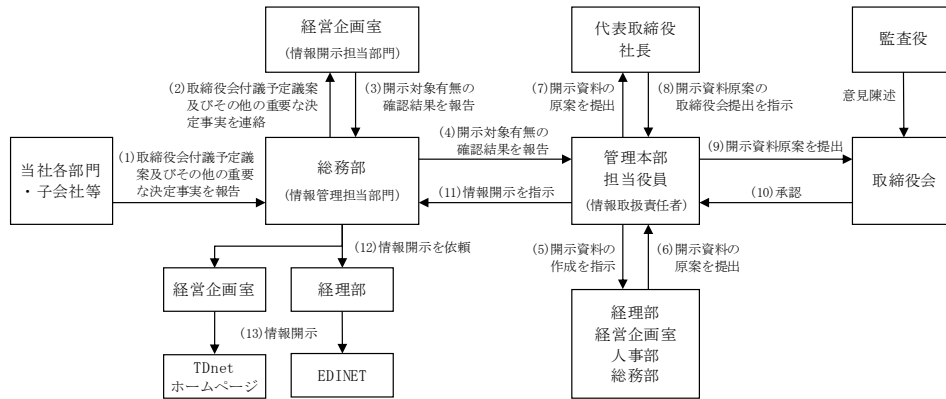
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



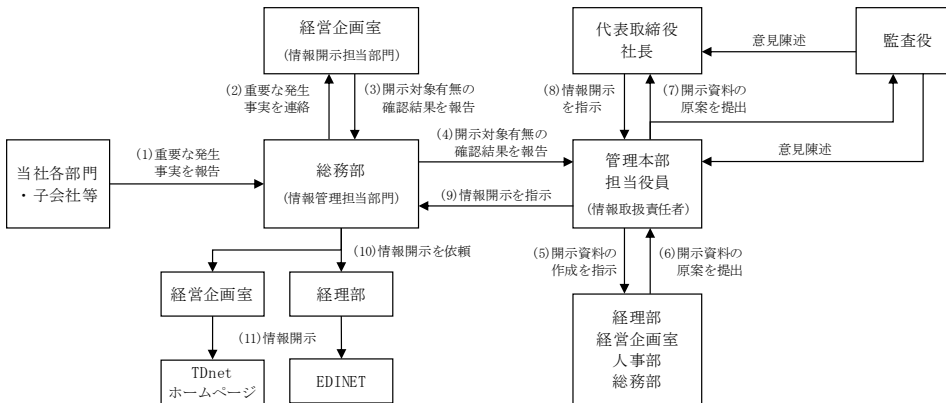
【適時開示体制の概要（模式図）】

適時開示手続きについて、下記の通りのプロセスを計画しており、関連する規程等の整備を含め、2019年1月から試行を開始しております。なお、業務フローは次のとおりであります。

決定事実、決算情報、業績予想・配当予想の修正等、その他の情報に関する開示業務フロー



発生事実に関する開示業務フロー



以上